

令和5年3月24日

保護者の皆様へ

南知多町教育委員会
教育長 高橋 篤

新型コロナウイルス感染症にかかるお子様の体調管理について

保護者の皆様には、本町の教育活動に対し、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

先日、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定及び「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」通知がありました。つきましては、令和5年度当初の学校生活について、下記のとおりといたします。お子様が安全・安心な学校生活を送ることができますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本**とします。
- 校外学習等においてマスクの着用が推奨される場面では、感染状況を踏まえながら必要に応じ、別に対応します。
- 様々な事情により、マスクの着用を希望する場合や、健康上の理由等によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはありません。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じて実施します。部活動等においても同様とします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを心がけるよう児童生徒に指導します。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- 入学式等の儀式的行事においても、**児童生徒を含む参列者には、マスクの着用を求めないことを基本**とします。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う場合には、人と人との距離を確保すること等、一定の感染症対策を講じて実施します。
- 来賓や保護者の皆様は、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。

2 登校に際して

- (1) ご家庭で、毎朝、検温と健康観察をしてください。
 - 学校から記録用紙の配付はしません。各家庭で把握をお願いします。
 - お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は自宅で休養させてください。(5月7日まで「出席停止」扱いを継続します)
 - 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられることにより、登校を控えるよう求めることはありません。伴って、登校を自粛する場合の「出席停止」の扱いは取りやめます。
- (2) 登校後、お子様に発熱等の症状がみられた場合は帰宅させます。症状がなくなるまでは自宅での休養をお願いします。兄弟姉妹を帰宅させることはありません。

3 その他

- お子様が新型コロナウイルスの陽性判定を受けた場合、濃厚接触者に特定された場合の出席停止期間については、給食費を徴収しません。
- 当面の間は、以上のような対応をしていますが、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求める場合があります。

《参考》 発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医に電話で相談してください。かかりつけ医がない場合は、半田保健所内「受診・相談センター」(Tel21-3342)に相談してください。その後、検査を受けることになった場合は学校へ連絡してください。

(担当) 南知多町教育委員会 学校教育課(八谷)

TEL : 0569-65-0711 (内 555) FAX : 0569-65-2685

E-mail gakkyou@town.minamichita.lg.jp